

**八地申
第8号
10月19日
提出！**

「設備関係総務業務の体制見直し」 に関する申し入れ

2020年8月28日、会社より「設備関係総務業務の体制見直し」について提案を受け、10月7日の八地申第3号「設備関係総務業務の見直し」に関する説明申し入れの団体交渉を行い（Hachioji MAIL MEWS No.36 参照）、担当者が行なう業務が明らかにされましたが、これまで各技術センターで行われていた作業内容を統一することで、さらなる効率化が図られるとの考え方が示された一方、「執務室が変わるだけで業務は変わらない」とも発言され、さらには取り扱いフローが完成していないことが明らかになりました。このことは、今施策が実施日ありきの効率化のみを目的としたものであり、実施日間近に社員説明を行う、実施後にOJTを行うなど、働く社員の働きやすさを考慮していない姿勢も明らかになっています。

私たちJTSU-E八王子地本は、社員が施策と業務内容を十分に理解した上で、業務を行える環境を創り出すことが重要と考えます。また、施策実施に向けては、労使で議論し合意形成を図った上で実施日を迎えるべきです。

したがって、下記の通り申し入れを行いました。

- 1. 各担当者に取り扱いフローを示し、理解した上で業務に集中できる環境を施策実施前に構築すること。**
- 2. 資材の運搬や職場巡回等に伴う足口スを考慮した要員を配置すること。また、設備サポートセンター(仮)の事業用車を用意すること。**
- 3. 施策実施後の作業内容が変更となることから、現行の担当業務以外を行わせないこと。なお、新しい業務を行う場合は、十分な教育を行った上で本人の習熟度を考慮して行うこと。**



Hachioji MAIL NEWS

JR 東日本輸送サービス労働組合 八王子地本
JR EAST TRANSPORT SERVICE WORKERS UNION - HACHIOJI

2020.10.8
No. 036

「設備関係総務業務の体制見直し」に関する説明申し入れ
10月7日(水)実施

第1議題
設備関係総務業務の体制見直しに伴い、設備サポートセンター(仮)に集約する作業内容と設備部全職員に該当する業務内容を具体的に示すこと。また、商業施設に各技術センターが行う事務業務を明らかにすること。

第2議題
各技術センターの職数で行っていた業務については、設備サポートセンター(仮)に集約して実施していく。設備部の職数に該当する業務内容については、各技術センターにて実施していた業務内容の引き継ぎ関係の明確化を図る。

第3議題
各技術センターにおける事務業務が異なることから、統一する各種取扱いフロー等を示し、教育のスケジュールや体制を明らかにすること。

第4議題
標準的な業務フローを作成し、設備サポートセンター(仮)の開設までには関係社員に説明を実施していく。

定款第10条第1項
各技術センターの業務範囲が変更となること。

→ (会社) 現行の業務(資材・運搬)の大半を分けて2つの仕事を行う。

→ (組合) 設備部全職員と新設される「設備サポートセンター」に集約する社員数や業務内容。

→ (会社) 現行の職数に割って行うもので、現行の設備部担当社員の数が削減されるものではない。現行、新設設備部を想定している社員数と同程度で、全職員に配置する。

→ 設備サポートセンタースタート時は、各技術センターの設備部担当社員が中心となる予定である。業務教育や入替、育成は必要。

→ (組合) 業務範囲の引き継ぎや明確化を図る。

→ (会社) 施設現場は、工事の資材運搬と管理を技術系社員が行っており、地方現場は、工事の資材運搬と管理を事務系社員が行っている。

→ (組合) 現場の職員の人数や人数を減少させる必要はない。

→ (会社) フローは作成中である。

→ (組合) 業務日数であるが、いつ完成し、途中の作業を明らかにすること。

→ (会社) 今後実施に向けて実施する現場での設備部全職員の人数を明らかにすること。目には決まっていはいない。示し方は、窓口で確認したい。

→ (組合) 今後の設備部に対する業務内容の引き継ぎや明確化を図る。

→ (会社) 現場でのOJTが重要である。

→ (組合) 施設と電力の両現場で設備部担当を経験している社員もいることから、そのような経験者が行う。

→ (会社) 社員に希望を述べ(把握)するために今後の施設に対する業務を実施するのを明らかにすること。

→ (会社) 設備部全職員の業務を把握していることから、現場に行きわたる。

→ (組合) 設備部全職員の業務を把握していることから、現場に行きわたる。

→ (会社) 現場に行きわたる。

社員の不安を解消してから、実施するべきだ！

新たな施策に不安を抱える社員の立場に立ち、会社は真摯に対応するべきだ！



申 8 号 「設備関係総務業務の体制見直し」に関する申し入れ 10月26日交渉開催

主な議論内容

■教 育■

組合 設備サポートセンター開設までに担当社員に取扱いフローを示し、準備出来る体制を構築すること。

→(会社)業務取り扱いマニュアルを作成しており、役割分担を明文化した。設備部企画課が、10月27日に設備サポートセンターへ異動する社員に対して教育を行い、10月29日に現場長を集めて業務取り扱いマニュアルを説明する。また、11月1日に業務取り扱いマニュアルをシェアポイントにアップする。不安のある社員に対しては、再度教育を行うが、施策実施に向けての教育体制は万全である。

組合 設備サポートセンター開設により現場とのやり取りにおいて人が見えなくなってしまうことから、各技術センターとの意見交換等を実施し、現場との連携を強化していくこと。

→(会社)スムーズに業務を進めていくために、現場との連携を取っていく。

組合 施策実施後の作業内容が変更となることから、現行の担当業務以外は行わせないこと。なお、新しい業務を行う場合は、十分な教育を行った上で本人の習熟度を考慮して行うこと。

→(会社)教育は、基本的にOJTで行う。設備サポートセンターには「契約・資材」と「総務」の2チームをつくり業務を行っていく。全系統を経験している社員も数名おり、その人を中心に教育やフォローをチームで行う。業務の進め方が大きく変わる箇所があるため、発足時は異動前と同じ業務を担う。設備サポートセンターの業務が軌道に乗ってきたら新たな業務を担当してもらうが、その場合は、本人の習熟度を考慮し判断する。

■体 制■

組合 設備サポートセンターの体制を明らかにすること。

→(会社)設備部企画課の1グループとし、副課長2名と事務担当社員で構成していく。基本的に各技術センターが平日業務する時間帯に対応できる体制を整えていく。業務を集約することで今までよりも対応可能な時間が増える。状況により設備部企画課がサポートする場合もあるが、緊急時があってもサポートセンターが対応できる必要な要員は確保していく。

■巡 回■

組合 設備サポートセンター社員が使用できる事業用車等の設備を整えること。

→(会社)職場巡回は、時期にもよるが、最低でも週1回、多い時には週3～4回あると想定し、直行・直帰はあり得る。事業用車は、準備する予定だが、現行は支社の車を使用する。PCを各技術センターに設置していく予定であり、今後も鑑みながら必要の都度整備を行っていく。

■その他■

組合 各技術センターでの現金取り扱いや総務担当が行なっていた作業の引継ぎを具体的にすること。

→(会社)社用のSuicaを配備していくため、職場には現金は置かない。基本的には、このSuicaを利用してもらうが急遽の場合は立替が発生することもある。天災等予測がつく際は事前に対応するが、立替が発生した際には可能な限り迅速な対応を行う。
社内報の配布等は、気づいた社員が行なうことが基本となる。

施策と業務内容を十分に理解したうえで

施策実施を迎えていくことの認識一致を図る！